

近く全患者を再診断

水俣病診査会

症状の変化調べる

補償交渉に影響か

水俣病患者の補償問題がクローズアップされているおりから、県水俣病診査会（会長、費田加太教授）は近く水俣市立病院で全患者を改めて診断し、新しいカルテをつくる。診査会は「患者が水俣病と診断されたあと、どう症状が変化したかを学問的に調べるのが目的だ」としているが、今後の補償問題に微妙な影響を与える可能性もあるとして注目されている。

現在水俣病患者として認定されているのは六十九人。うち重症で湯の尻りハシリテーションセンターに入院しているものが十二人いる。

ところで、六十九人の患者たちは十数年前の発病当時いらい現在までに症状も変わり、回復に向かっている人や、はじめは軽症でも次第に悪化してきた人など、その後の症状は各患者ごとに相当変化してきているといわれる。

同市衛生課がこのほどまとめた患者の調査結果によると、重症の入院者十二人のほか、現在自宅療養者のうち改めて入院が必要と思われるものが二十一人もいる。うち十人は食事や用便など自力でできない重症者。あとは通院者十九人、ときどき病院で診察を受けながら仕事についているものが十七人となっている。

そこで改めてそれぞれの患者に対する治療法を講ずることと医療

体制の改善が当面の問題となり、市では細かなデータをもとにすでに厚生省に対し今後の医療補助などの資料として提出している。

このような事情のため、県水俣病診査会は十一月中旬ごろから同診査会の専門医師らが現地の市立病院で再検査を始め、全患者の新

カルテをつくる。

水俣病患者、死亡者に対するチツソと水俣病患者家庭互助会の第二回補償交渉は二十四日開かれるが、互助会が重症と軽症をいっしょにした補償要求を出し、会社回答が要求よりいっしょにか下回った場合は、重症者については二、三割

増しの額で交渉を進めるとしているのに対し、会社側は「細かに分けた補償額の算定法が必要である」との見解を示しており、患者の再診断による新しいカルテづくりは今後の補償交渉に新たな問題を呼ぶのではないかと注目されている。